

令和7年度第1回九州農政局災害用備蓄食料品売払仕様書

1 総則

この仕様書は、令和7年度第1回九州農政局災害用備蓄食料品の売払いに関する仕様を示したものであり、売払い及び引渡しに当たっては、売買契約書によるほか、この仕様書によるものとする。

なお、買受人には買受人が指定する使用人を含むものとする。

2 売払物品（以下、「当該食料」という。）

（1）品名及び数量

別紙1 参照

ただし、当該食料の保管目的に鑑み、更新により新たな災害用備蓄食料品が納入される前に災害等が発生した場合は、状況により見積執行を取りやめる場合があることを了承すること。

この場合、公告を中止するとともに、既に見積書を提出した者については、別途知らせることとする。

（2）保管場所及び引渡場所

別紙1 参照

（3）売払代金の納入

契約締結後、歳入徴収官九州農政局総務部長が発行する納入告知書により、買受人が売買代金を納入する。

（4）引渡

- ① 買受人は売払人が保管している当該食料を、買受人自らが用意した搬出用車両に積み込み、搬出を行うものとする。
- ② 買受人は引渡しを受ける際、売払人へ国庫金納入領収証書の写を提出する。
- ③ 売払人が売買代金の納入を確認した後、買受人は引渡期限までに当該食料を引取る。
- ④ 搬出に伴う費用は、一切の買受人の負担とし、見積金額に含めるものとする。

（5）引渡期限

売買契約書に示す売買代金納入後から10日以内とするが、代金納入後は速やかに搬出すること。

3 当該食料の搬出作業

- （1）搬出作業の日程については、事前に「監督職員」と調整を行うこと。
- （2）買受人は当該食料の搬出に際し、諸法令を遵守して作業の円滑な進捗を図ること。
- （3）搬出により買受人自ら公共物等を破損させた場合は、買受人の責任で措置を講ずること。
- （4）搬出作業にあたっては、近隣の施設、通行人に十分な注意を払い、事故等が発生しないよう周辺環境に十分配慮し実施し、保管場所の付帯設備等は、破損することが無いよ

う十分に注意し、搬出作業により取外し等を行った場合は、搬出作業完了後、原状回復すること。

なお、破損した場合は買受人の責任において修復すること。

(5) 運搬車両の運行に当たっては、事故防止に努めるとともに、一般交通に支障を来さないよう十分に注意すること。

(6) 搬出作業中における敷地内での不慮の事故及び防犯対策については、買受人が責任を負うものとする。

4 引渡時の確認等

買受人は売買契約書に示す当該食料の引渡しを受けようとするときは、売払人が任命する「監督職員」の立会確認を受けるものとする。

買受人は当該食料を受領した時には、別紙2「受領書」を提出する。

5 当該食料の品質及び安全性の確保等に関する遵守事項

買受人は、当該食料の品質及び安全性の確保等のため、以下の事項について承諾の上、これを遵守すること。

(1) 当該食料の品質及び安全性の確保のための措置

① 買受人は、当該食料を自らが消費し、加工し、調理し又は譲渡（有償で販売する場合又は寄附等により無償で譲渡する場合をいう。以下同じ。）する目的で買い受けるものとする。

② ①の譲渡は、一般消費者への譲渡のほか、食品の加工若しくは調理を営む者又は学校、病院その他の施設において食品を供与する者に対する譲渡に限るものとする。

③ 買受人は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守し、当該食料の品質及び安全性が確保されるよう適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

また、当該食料が腐敗等により人の健康を損なうおそれがある場合は、買受人の責任において廃棄処分するものとする。

(2) 当該食料の取扱いに関する情報の記録及び保存並びに記録の提出

買受人は、当該食料の取扱いに関する情報（自らが消費、加工、調理、一般消費者への譲渡又は廃棄処分をした場合はその内容、時期及び数量をいい、加工、調理、食品の供与をする者へ譲渡した場合は譲渡先の名称、譲渡年月日及び譲渡数量をいう。）を記録するとともに、最後に当該食料の取扱いがあった日から起算して1年が経過する日までの間、これを保存するものとする。

また、売払人からの要請がある場合には、売払人に対し、当該記録を提出するものとする。

(3) 責任の所在

① 当該食料の引渡後は、買受人の責任において当該食料の品質管理を行うものとする。

② 当該食料の引渡後の事故の責任は、一切、売払人に関与しないものとする。

(4) 秘密の保持

買受人は、当該食料の売払に関して知り得た売払人側の情報を売払人の承諾なしに、第三者に公表又は漏えいしてはならない。

6 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

- ① みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- ② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

7 その他

この仕様書に定めていない事項又はこの仕様書の解釈に疑義の生じた事項については、売払人と買受人において信義誠実のもとに協議の上決定するものとする。

売払物品一覧

1 品名及び数量

品 名	規 格 等	数量	単位	内 訳								備 考
				熊本	福岡	佐賀	長崎	大分	宮崎	鹿児島	鹿屋	
非常食(ミニクラッカー)	24缶	17	箱	6	3	1	2	1	2	2		賞味期限 R8.01

2 保管場所及び引渡場所

上記1の内訳の名称	官署名	住所	監督職員の 官職及び氏名	監督職員の事務の範囲
熊本	九州農政局	熊本県熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎A棟)		引渡時の確認等
福岡	福岡県拠点	福岡県福岡市博多区住吉3-17-21		//
佐賀	佐賀県拠点	佐賀県佐賀市栄町3-51		//
長崎	長崎県拠点	長崎県長崎市岩川町16-16		//
大分	大分県拠点	大分県大分市中島西1-2-28		//
宮崎	宮崎県拠点	宮崎県宮崎市老松2-3-17		//
鹿児島	鹿児島県拠点	鹿児島県鹿児島市山下町13-21		//
鹿屋	鹿屋駐在所	鹿児島県鹿屋市西原4-5-1		//

令和 年 月 日

受 領 書

契約担当官
九州農政局長 殿

住所
名称



下記の物品を受領致しました。

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
非常食(ミニクラッカー)	24缶	17	箱	賞味期限 R8.01